

30東議会第115号

平成30年6月14日

東洋町議会議長 西岡 尚宏 様

東洋町議会懲罰特別委員会

委員長 福島 登

審査結果報告書

平成30年6月12日付で、東洋町議会会議規則第111条の規定により、懲罰の審査の付託を受けた件について、次のとおり報告する。

記

1. 懲罰審査対象の議員

東洋町議会議員 田島 毅三夫

2. 懲罰審査請求の対象となる理由

6月12日の本会議において、地方自治法第129条、同法第131条及び議会会議規則第54条第1項の規定する違反行為を繰り返し、議長の制止に対しても無礼な発言を繰り返し、これに従わず、地方自治法第132条及び議会会議規則第104条、同規則第102条の違反行為を繰り返した。

規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、懲罰を求めるものである。

3. 審査の経過（概要）

（1）東洋町議会懲罰特別委員会の設置

本委員会は、平成30年6月12日付で、提出者の小松熙議員をはじめ賛成者6名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出されたため、議長指名により懲罰特別委員会が設置され、6名で構成する同委員会を同日招集し、委員長に福島登議員、副委員長に平山照生議員を選任した。

（2）懲罰特別委員会での審議

田島毅三夫議員は、平成30年6月12日の平成30年第2回定例会本会議で、本件動議に対する会議中の言動が、提出者が理由とする地方自治法第129条、第131条、第132条及び議会会議規則第54条、第104条、第102条に抵触するか、本会議の音声記録をもって精査した。

まず、発議第4号「田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議案」の弁明中、冒頭から議題外の発言が連続して発せられたことから、これを議長が制止するもいっこうに従わず、不穏当な発言として議長が取り消しを求めても、これに従わなかったことから議長権限で発言を取り消され、議員から議長への注意喚起に対してもこれに従わず、みだりに議題外の発言を繰り返し、議長が注意し発言を制止してもこれに従わなかったため議事が進行せず、議長は、やむを得ず休憩をとる事態にまで至り、議長の制止に対する反発発言と大声での自己の意見の主張をやめず、議長の注意に応じないばかりか弁明中であるにも関わらず議長に対する反論も多々あり、田島毅三夫議員の発言に対し議長や議員から議長への注意喚起に対してもこれに従わないばかりか「住民の皆さん、よう聞いちゃってください、こういう妨害を受けているんです。」と公言し、これを議長から発言の取り消しを求められると今度は「では、迫害ですか」などと、議会を侮辱する発言もあり、さらには、議題に関係のな

い自身に科せられた以前の懲罰の件にまで発言はおよび「大元は、町長がそれを即やれと要請した」など事実でない発言で議会を侮辱することを公言し、これを議長に取り消されるなど、議会に対する無礼な発言などが確認された。

次に、発議第5号「東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案」の審議中に、議長の許可なく傍聴者と接触する言動があり、また、ここでも議題外の発言に対し、議長が注意し発言を制止するなどの言動が確認された。

次に、発議第6号「東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議」の審議中でも、議題外にわたる発言に対して議長が注意し発言を制止しても、それに従わなかったことから、議長は本会議中、田島毅三夫議員の言動に対し、再三にわたり注意したにも関わらず、会議中の度重なる議題外にわたる発言を繰り返したため、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終了するまで発言禁止とする命を下されるまでに至った。

このように、田島毅三夫議員は、議長が議場の秩序維持のため発言の制止を求めると、これに従わず、議員から議長の注意喚起が促されても、これでもなお従わないばかりか、議題外の発言や自己の意見をみだりに繰り返したことから、本日の会議終了まで発言禁止命令が下され、また、不穏当な発言や議会を侮辱する発言があったため取り消しを求められても、これに応じなかったことから議長が発言を取り消すなど、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚す言動は、地方自治法第129条の議場の秩序維持、同法第131条の議長の注意喚起、同法第132条の品位の保持、議会会議規則第54条の発言内容の制限、同規則第104条の議事妨害の禁止、同規則第102条の品位の尊重に著しく違反し、違法性が強いと言わざるを得ず、許されるべきものではないと判断した。

田島毅三夫議員の本会議中の言動については、この約1年間で、公開の議場における陳謝を科すも、これを拒否し、また、本会議への出席停止を3回、懲罰を科してきたが一向に改善が見受けられず、なおも、このような違反行為が続いている。

このほか、田島毅三夫議員は、同じくこの約1年間で、議員政治倫理条例第3条第1項第8号に規定する政治倫理基準違反が2回あり、これは、本町議会の最高規範である議会基本条例第3条第5項「議員の発言は、事実に基づかなければならない。」と第6項「議員は、町民に正確な情報を提供しなければならない。」にも抵触し、また、議員政治倫理条例第10条に規定する審査対象議員の協力義務違反が1回ある。

これに加え、違反行為以外にも辞職勧告が3回、議員政治倫理条例第7条第5項に基づく政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があるとして「田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申立てと称するビラ内容の是正勧告」や「田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告」なども決議され、さらには、議会が田島毅三夫議員に対する措置を講じるたびに、議会の対応措置として「町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議」や「東洋町議会の品位保持に関する決議」などを講じてきたことも事実である。

このように、田島毅三夫議員は、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させ、法令、規則、条例の違反行為が、今もなお続いている。

この約1年間、議会の規律に反するたびに、議会はその根拠と理由を添え、自立権が認められる範囲で、議会の自主的かつ自律的な解決方法として、これまでも田島毅三夫議員には懲罰を科してきたが、もはや更生は不可能であり、住民を代表する議員として選良とは言いがたい。

東洋町議会の秩序を維持し、品位を保つため、また、議会に対する町民からの信頼を回復させ、円滑で能率的な議会運営を図るためには、これ以上、田島毅三夫議員を議会議員として続投させることは困難である。

議員としての身分を失わすこととなるが、田島毅三夫議員には懲罰の中で最

も重い処分にあたる除名が妥当であるとの結論に至った。

4. 審査の結果

以上のことから、田島毅三夫議員に科する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第4号の規定による除名の懲罰を科すことに全会一致で決定した。

5. 参考資料

- (1) 田島毅三夫議員の懲罰等（平成28年～30年）
- (2) 懲罰特別委員会の会議の概要

◎参考資料：田島毅三夫議員の懲罰等（平成28年～30年）

【懲罰】

年月日	定例会	懲罰理由	懲罰結果
H29.3.14	H29 第 1 回定例会（2 日目）	議会会議規則第 54 条（発言内容の制限）第 104 条（議事妨害の禁止）第 102 条（品位の尊重）	※継続審査となり、懲罰の可否は、6 月議会で審議
H29.6.15	H29 第 2 回定例会（1 日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第 129 条（議場の秩序維持）第 131 条（議長の注意喚起） ・ 議会会議規則第 54 条（発言内容の制限）第 104 条（議事妨害の禁止）第 102 条（品位の尊重） 	地方自治法第 135 条第 1 項第 2 号 「公開の議場における陳謝文の朗読」 ※田島議員は、これを拒否した。
		地方自治法第 135 条第 1 項第 2 号 「公開の議場における陳謝文の朗読」を拒否したための再懲罰	地方自治法第 135 条第 1 項第 3 号 「出席停止 1 日」
H29.12.8	H29 第 4 回定例会（2 日目）	会期中、議会事務局書記への暴言（パワーハラスメント） （東洋町議会議員政治倫理条例第 2 条による町長からの報告） ・ 議会会議規則第 102 条（品位の尊重）	地方自治法第 135 条第 1 項第 3 号 「出席停止 1 日」
H30.3.7	H30 第 1 回定例会（1 日目）	議会会議規則第 54 条（発言内容の制限）第 104 条（議事妨害の禁止）第 102 条（品位の尊重）	地方自治法第 135 条第 1 項第 3 号 「出席停止 3 日」

【条例違反】

年月日	定例会	違反内容
H29.6.15	H29 第 2 回定例会 (1 日目)	議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 8 号「事実に基づかない発言と情報提供」に違反
H30.6.12	H30 第 2 回定例会 (1 日目)	議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 8 号「事実に基づかない発言と情報提供」に違反
H30.6.12	H30 第 2 回定例会 (1 日目)	議員政治倫理条例第 10 条第 1 項「審査対象議員は、審査会から会議への出席又は調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならない。」政治倫理審査対象議員の協力義務違反

【勧告等】

年月日	定例会	勧告理由	決議内容
H29.3.7	H29 第 1 回定例会 (1 日目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実に基づかないビラの配布 ・ 町への寄付行為 ・ 町職員への暴言 	辞職勧告決議
H29.6.15	H29 第 2 回定例会 (1 日目)	議員政治倫理条例第 7 条第 5 項政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合	田島毅三夫議員発行の平成 29 年 3 月 27 日付け辞職勧告決議議員への処分請求申立てと称するビラ内容の是正勧告決議
H29.12.8	H29 第 2 回定例会 (2 日目)		町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議
H30.3.7	H30 第 1 回定例会 (1 日目)	全国議長会表彰推薦の妨害行為	辞職勧告決議
H30.3.15	H30 第 1 回定例会 (2 日目)		東洋町議会の品位保持に関する決議
H30.6.12	H30 第 2 回定例会 (1 日目)	議員政治倫理条例第 7 条第 5 項政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合	田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第 34 号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議

【措置等】

年月日	定例会	理由
H28.3.18	H29 第 1 回定例会 (2 日目)	地方自治法第 129 条第 1 項による本日の会議終了まで発言禁止命令
H30.3.7	H30 第 1 回定例会(1 日目)	議会会議規則第 54 条第 2 項による本件終了まで発言禁止
H30.3.7	H30 第 1 回定例会(1 日目)	地方自治法第 129 条第 1 項による本日の会議終了まで発言禁止命令
H30.3.7	H30 第 1 回定例会(1 日目)	地方自治法第 129 条第 1 項による議場外への退去命令
H30.6.12	H30 第 2 回定例会(1 日目)	地方自治法第 129 条第 1 項による本日の会議終了まで発言禁止命令

◎参考資料：懲罰特別委員会の会議の概要

1. 第 1 回懲罰特別委員会 平成 30 年 6 月 12 日 (火)
 - ・東洋町議会田島毅三夫君に対する懲罰の件について懲罰特別委員会を開会する。
 - ・年長議員の小野委員により、正副委員長の互選について、委員長に福島登委員、副委員長に平山照生委員に全会一致で決定した。

2. 第 2 回懲罰特別委員会 平成 30 年 6 月 12 日 (火)
 - (1) 田島毅三夫議員の懲罰事犯の確認について
 - ・田島議員の本日の定例会本会議中の言動が、提出者が理由とする地方自治法第 129 条、第 131 条、第 132 条及び議会会議規則第 54 条、第 104 条、第 102 条に抵触する言動が存在するのか、しないのか、法令・規則の内容を確認した後に、本会議の音声記録をもって精査することとした。
 - ・本日の本会議場における田島議員の言動が、どの条項に抵触するかを審議した。
 - ・まず、発議第 4 号のビラの回収と謝罪の件での田島議員の懲罰事犯について、委員の意見を求め、どの法令・規則に抵触するかを審査した。

○武山委員：

弁明の冒頭から議題外の発言が連発され、それを議長が制止してもいっこう

に従わない言動があった。

(法129・規則54①、102、104)

○今宮委員：

議長が発言の取り消しを求めているにも関わらず、それに従わず、議長がその発言を取り消す言動があった。不穏当な発言もあった。

(法129・規則54②、102、104)

○小野委員：

議長に何度も発言を止められても、これに従わないで、自己の意見を繰り返す言動があった。

(法129・規則54①、54②、102、104)

○高畠委員：

田島議員の発言に対し、議員が議長に注意喚起しても、それでもなお、自己の意見を繰り返す言動があった。

(法131・規則54①、102、104)

○平山委員：

弁明中であるにも関わらず、注意をする議長に対し反論する言動があった。

(法129・規則54①、54②、102、104)

○武山委員：

自己の意見ばかり言って、議案に対する弁明がまったく進まない言動があった。

(規則54①、102、104)

○今宮委員：

議題に関係のない田島議員自身に科せられた懲罰の件を取り出し、「大元は、町長がそれを、即、ヤレ！と要請した」など、議会に対し、非常に無礼な発言があった。事実の裏付けのないことを、公の場で断言したこの発言は、自立権を持つ議会を侮辱している。

(法132、129・規則54①、102、104)

○小野委員：

議長の制止にも従わないで、議題外の勝手な発言ばかりして、議場の秩序を乱した。

(法129・規則54①、102、104)

○高畠委員：

公の場で議会放送を利用して「住民の皆さん、こういう妨害を受けているんです。」などと議会を侮辱する発言があつて、議長がこの発言を取り消すように注意したら、今度は「迫害」などと発言して、さらに、議会を侮辱する発言があった。

(法132、129・規則54①、54②、102、104)

○平山委員：

議長が注意をしても、発言を制止しても、それに従わなかったため、議長は仕方なく「休憩」をとる事態となり、議事の進行を妨害した。(法129・規則102、104)

○武山委員：

弁明中に、みだりに発言する言動が目立ち、議長が制止すると反論する、あげくの果て、大声で自己の意見を主張する言動があった。

(法129・規則54①、54②、102、104)

・次に、発議第5号の辞職勧告決議案での田島議員の懲罰事犯について、委員の意見を求め、どの法令・規則に抵触するかを審査した。

○今宮委員：

弁明の冒頭に、傍聴席とのやり取りがあり、議会のルールを無視した言動があった。

(法129・規則102、104)

○小野委員：

議長の制止を振り切って、発言し続けることがあった。

(法129・規則54①、102、104)

・最後に、発議第6号の懲罰動議での田島議員の懲罰事犯について、委員の意見を求め、どの法令・規則に抵触するかを審査した。

○高島委員：

定例会の会議冒頭から、勝手な発言や自己の意見を言う場面が多くて、議長に何度も注意されても、制止されても、それに従わなかった。結局、田島議員への懲罰動議が出されたにも関わらず、なお、議題外の発言を繰り返したので、議長から地方自治法第129条による本日の会議が終わるまで発言禁止命令が下された。議長のこの判断は、妥当であり、完璧な懲罰事犯である。

(法129・規則54①、102、104)

・審査した結果、田島毅三夫議員は、提出者の説明のとおり、地方自治法第129条、第131条、第132条、また、議会会議規則第54条、第102条、第104条に抵触する言動があったと結論づけた。

(2) 田島毅三夫議員への懲罰の有無について

○福島委員長：

田島議員の地方自治法及び議会会議規則に抵触する言動について、議長は地方自治法第129条に基づき、議場の秩序維持のための制止を求めるも、これに従わず、不穏当な発言の取り消しを求められても、これに応じず、また、議員から第131条に基づく議長の注意喚起が促されても、これでもなお従わな
いばかりか、議題外の発言や自己の意見をみだりに繰り返し、議長が発言を取り消すなど、また、議会を侮辱する発言もあり、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚す言動は、地方自治法第132条の品位の保持、議会会議規則第54条の発言内容の制限、同規則第104条の議事妨害の禁止、同規則第102条の品位の尊重に著しく違反し、違法性が強いと言わざるを得ず、誠に遺憾ではありますが、許されるべきものではないと思うが委員の意見を求める。

○平山委員：

委員長の言うとおりに、田島議員の言動は、あまりにもひどすぎて放置できない。

○高島委員：

何度も同じことを繰り返し、反省する気もなく当然懲罰は科すべき。

○今宮委員：

過去にも、拘束的なものがないとしても辞職勧告を3回も決議され、懲罰も科されてきたが、謝罪もしないなど、懲罰に対する自分の義務を果たしていないなど、態度が改まっていない、当然、懲罰は科すべき。

○武山委員：

本日も含めて、これまでの言動は、懲罰を科することが妥当とである。

○小野委員：

当然、懲罰は科すべきである。

- ・審議した結果、田島毅三夫議員に対しては、議会で定める懲罰を科すことは、もはや免れることはできないと判断した。

(3) 田島毅三夫議員に科す懲罰の種類について

○福島委員長：

田島毅三夫議員の本会議中の発言については、これまでも、議長が何度も注意喚起してきたが、一向に改善が見受けられず、これまで、公開の議場における陳謝を科すも、これを拒否し、また、出席停止の懲罰を3回科されているにも関わらず、なお、このような違反行為が続いているが、そのへんもふまえて、委員の意見を求める。

○今宮委員：

本日、田島議員の言動に懲罰事犯があったのは間違いなく、懲罰は科すべきと思う。本日は、懲罰事犯の他にも、政治倫理条例違反があったことも事実であり、本日の案件も含めて、過去にも、政治倫理基準違反が2回、審査対象議員の協力義務違反が1回ある。法令や規則以外に、議員全員で制定に向けて、長時間を費やして汗をかきながら制定した本町議会の条例にも違反していることは間違いがない。

○武山委員：

田島議員は、政治倫理条例第3条にある政治倫理基準で、第1項第8号の「事実に基づかない発言と情報提供はしないこと。」に反する行為として議会で決定している。これは、本町議会の最高規範といえる議会基本条例の第3条の議員の活動原則にある第5項「議員の発言は、事実に基づかなければならない。」と第6項の「議員は、町民に正確な情報を提供しなければならない。」に抵触すると思う。

○小野委員：

田島議員は、これまでも、議長から発言禁止命令を下されたことに加えて、特に、昨年の平成29年から平成30年にかけての言動があまりにも議会人として、町民を代表する議員としてひどい。議会ルールを守らない、特に、神聖な議場内、しかも、本会議での言動は、議長や議員に対しても失礼がない態度で挑んで、議員として、住民へその範を示さなくてはならないのに、議員としての基本姿勢がまったく欠けているとしか言えない。もはや「選良」と呼ばれるまでもなく、議会組織の一員として認められない状況まできていると思う。12月議会では、議長から地方自治法第129条の「発言禁止命令」とか「議場外への退去命令」までも下されてもなお、同じような言動を繰り返している。同じ議会人として、住民代表として、これは決して許せることではない。

○高島委員：

田島議員は、懲罰や条例違反以外にも、議員としてのあるまじき行為をしたとして、この1年で、本日も含めて辞職勧告を3回、そのほかにも、「田島毅三夫議員発行の平成29年3月27日付け辞職勧告決議議員への処分請求申立てと称するビラ内容の是正勧告決議」、本日の「田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議」も受けているにもかかわらず、本日の態度を見ても反省する態度が見受けられない。田島議員に対する議会の措置がとられるたびに、その対応措置ということで、「町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議」や「東洋町議会の品位保持に関する決議」などを講じてきたことも事実である。それ以外にも、昨年12月議会では、本会議中に議長に辞表を提出して、そのまま何も言わずに、議長の許可もなく無断退席するなどの行動もとった。議会ルールを無視して、やりたい放題である。この1年間、田島議員の言動によって、議会の定例会の議事が正常に、スムーズに、運営できたことがまれなぐらい、議会の秩序を乱して、議会の品位を汚している。

○平山委員：

前回の3月議会でも、田島議員に対する懲罰特別委員会を開催したが、懲罰を科しても、科しても、一向に改善が見られない中で、除名という懲罰を科す案も出てきたが、最終的には、田島議員の姿勢を質するためのチャンスととらえて、出席停止にするとした委員がほとんどだったと思う。しかし、3箇月が経過したが、改善どころか、法令や規則、条例を無視して、議会ルールを守らない、どんどんエスカレートしている。議員が議会ルールを守らないことがあれば、地方自治法上、議会として、法令や会議規則、条例によって自律的に運営されていることが想定されており、議場の秩序維持、議事妨害などがあれば、広範な自立権が認められた議会の自主的かつ自律的な解決として、これまでも

田島議員には懲罰を科してきた。しかし、いくら自立権が認められている議会組織といっても、田島議員を東洋町議会の構成員として認めるわけにはいかず、田島議員を更生させるのは、これ以上、困難ではないかと思う。田島議員に対しては、心苦しきもあるが除名の懲罰を提案して、その報告を受けた田島議員がどのように弁明し、懲罰事犯をどのように自身が解決していくかの主張を聞きたい。除名の報告を受けてもなお、それに反発するのであれば、更生は不可能と判断し、一旦、この東洋町議会の手から切り離して、司法の判断を仰ぐ結果になるかも知れないが、田島議員に除名を科すよう報告書へ明記するという事で結論するべきと思います。

○福島委員長：

委員からは、本日の地方自治法や議会会議規則に抵触する、要は、懲罰事犯が認められる田島議員の言動も含めて、この1年間の田島議員の本会議場での言動や、それに対する議会の措置、また、これまでの田島議員への議会組織としての対応について、田島議員はまったく更生する気はないなどとの発言もあり、かなり厳しい懲罰を科す案が出てきた。私も、さすがに、今回だけは、出席停止では、田島議員の更正は困難だと思う。今後の議会運営のことも考えると、田島議員のあまりにも身勝手に、議会ルールを無視した言動は許されるべきものではなく、議会の一構成員として、東洋町議会の一議員として、我々ともに、行政チェックや住民の意見を反映させるための活動ができないどころか、町の課題が山積している中、今後の議会活動にも支障がでることは間違いないと思う。全国的にも議員のなり手不足が問題になり、大川村での村民総会の検討の件も含めて、総務省がこれからの地方議会のあり方について提言をしている。現在の東洋町議会議員は、今後の議会と東洋町発展を担う次世代の議員にエールを送るためにも「あなた達は、町の未来を切り開く入り口となる議会決議の場に登壇することができる。私達議会議員は、町の発展に大きく貢献できる魅力ある仕事ですよ」と言えるような議会でなければなりません。それに

は、議員一人一人が襟を正し、議会ルールを遵守した議会活動で町民の期待に応えなければならない。町は、南海トラフ地震発生に備えた防災対策、少子高齢化による急速な人口減少、地方交付税減額による自主財源の確保、地方創生事業での野根川再生、移住促進、阿佐東線DMV導入など、様々な問題を抱える中、これらの問題に対して議会として真剣に取り組む時に、このような問題で議会や執行部の貴重な時間を費やし、無駄な労力を費やして良いとは、皆さん思っていないと思う。田島議員の本日も含めたこれまでの言動と姿勢は、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるものでしかないと判断せざるを得ないと思う。

○福島委員長：

次に、田島議員に対する懲罰の種類について、意見を求める。

○武山委員：

本日の懲罰事犯に加えて、法令や規則、また、我々が一所懸命に何日もかけて審議して制定した条例も守ることができない、守ろうとしないのであれば、合議制の議会組織としての一員として議会運営の基本的事項を守らない田島議員に対して除名にあたる。

○今宮委員：

議会ですら懲罰を科しても、田島議員の更生は無理と思う。定例会の審議に参加させたくないという以上に、東洋町議会議員としての存在には値しないと思う。議会のルールが守れない議員に、これ以上、議会議員を続投させるのは無理と思うし、議会の会議でも、特に定例会では、田島議員の無茶苦茶な言動によって正常に機能しているとは思えない。審議に支障をきたしている。田島議員には、極めて重たい処分を科すしかないと思うので、私も除名を提案したい。

○小野委員：

情けは、無用である。これまでにこのようなことを何度も繰り返した中で、前回は除名という意見を提案された中で、次の世代のためにも田島議員を議員とすることは認められない。新たな議員が多数参加できる議会にして世代交代していかななくてはならない。当然、一番重たい除名を提案する。執行部も世代交代があり、女性の管理職が増えている中での対処とも思う。

○高島委員：

田島議員のこれまでの言動は、議会軽視も甚だしい。議長は、田島議員に、規則で禁止されていることをするから注意しているのであり、むやみやたらに、田島議員だけを捉えて、注意や発言を止めてはいない。正当に、公正な判断でしている。その証拠に、ほかの議員からは、議長が判断したことに文句は出ず、異議も出ないどころか、私も議場内での田島議員の言動に対して、注意喚起したい。田島議員は、議長に注意されても、それに従わない、議場のルールも守らない、法令や規則、条例も守らない。何ごともルールがあってからこそ、成り立つのであって、ルール違反をルール違反と思わず、議会ルールを分かろうともせず、自分勝手な言動ばかり、田島議員は毎回のよう議場で行っている。行政のチェック機関であるはずの東洋町議会は、今や田島議員の身勝手な言動が、定例会ごとに度重なっているのが現状と言ってもおかしくないくらい、議会の名誉と品位を汚されている。すでに、更生させるべき手段は使い果たしたと言っても良いと思う。これ以上、田島議員は、町民の代表者として、我々と行動をともにするのは不可能だと思うから、除名にする以外ないと私は思う。

○平山委員：

議会は、住民の代表者である議員をもって構成される議事機関として、その権威をもって公正な審議、決定ができるように法令や規則、条例を定められた中で権限が与えられている。それが、規律である。その規律を保持するのも議会議員、規制するのも議会議員である。そのうえで、議会という組織が成り立

ち、二元代表制の一躍を担っていくのが本来の議会である。議会は、住民の福祉の向上を目指して、豊かな町づくり実現に向かって、行政を監視しながらも、ともに歩み、民主的な運営をしているが、田島議員は行政と敵対するのが議員と思っている。議会組織というものを理解して、活動するのが議会議員である。議員は、住民から選ばれ代表者として、議会の一員となって「選良」と呼ばれるように、一般的に人格・識見とも優れた代表者ということになっている。選ばれたからには、その背後には、住民の切なる思いを背負って、代弁者として活動しなくてはならない。そのようなことから、議員が不利益をこうむるということは、その住民にも不利益がおよぶということになる。田島議員は、20年以上も議員を務めているが、このようなことが理解されておらず、理解しようともしていない。住民の立場に立って活動するのであれば、これまでの法令、規則や条例などに沿った議会ルールを無視した活動ができるはずはなく、違反行為を繰り返しては、懲罰を科されるということの繰り返しである。田島議員を支える支援者にも、町行政のチェック機関の一員としても、影響が出て来るということを理解しなければならない。我々議会議員は、住民代表として常に選良と呼ばれるよう日々精進しなければならないが、今の田島議員は、これにあてはまらないくらい議員としての資質に欠けているといわざるを得ません。これまで、何度も更生するチャンスを議会の規律のもと与えてきたが、田島議員自らが更生する気もないのであれば、合議制として成り立つ議会の住民の代表としての責務を果たすことは、もはや困難であると言うしかない。いつまでたっても、議会の規律を守らない、議会の秩序を乱す者を、法律上、活動できる議員として大事な定例会の審議に参加させるどころか、議会議員としての職務と職責をまっとうする能力に欠ける者は、もはや選良である資格はない。私は、田島議員に対しては、もはや除名しか残された道はないと考える。

○福島委員長：

委員全員、除名が妥当と判断した。田島毅三夫議員の今回の言動は、地方自治法や東洋町議会会議規則に違反する行為であって、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるものである。これに加えて、この1年間、東洋町議会の規律に反するたびに、議会はその根拠と理由を添え、自立権が認められる範囲で、議会の自主的かつ自律的な解決方法として、これまでも田島議員には懲罰を科してきたが、もはや更生は不可能であり、住民を代表する議員として、選良とは言いがたい。議会の秩序を維持し、品位を保つため、また、議会に対する町民からの信頼を回復させ、円滑で能率的な議会運営を図るためには、これ以上田島議員を議会議員として続投させることは困難である。

- ・議員としての身分を失わすこととなるが、田島議員には懲罰の中で最も重い処分にあたる除名が妥当とであると全会一致で結論づけた。
- ・以上のことから、田島毅三夫議員に対する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第4号に規定する「除名」に決定した。

(4) 次回委員会開催について

- ・次回は、平成30年6月14日（木）午後5時から、審査結果報告書について審議することに決定した。
- ・今回はこれまでの田島議員の懲罰や条例違反などの指摘もあつての結論となったことから報告書には、ここ最近の田島議員に科した懲罰などの一覧表を資料として添付することに決定した。

3. 第3回懲罰特別委員会 平成30年6月14日(木)

- ・東洋町議会田島毅三夫君に対する懲罰の件について懲罰特別委員会を開会し、前回委員会で決定したことを、議長へ提出する報告内容について、審議する。
- ・会議録を作成時に、各委員からの発言内容で正確でなかった部分は、報告書の中では、委員長権限で修正することに決定した。
- ・審査結果報告書案を福島委員長が朗読し、内容についての修正はなく、この報告書の内容で議長に報告することに決定した。
- ・報告書以外に、田島毅三夫議員のこれまでの懲罰等の記録一覧表と懲罰特別委員会の会議の概要を添付することに決定した。
- ・報告書の提出は、本日付で議長に提出することに決定した。